

第21回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	専決処分 報 告	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	1	25	6	33

(2) 議案の名称

<専決処分報告>

報告第 2号 平成24年度尼崎市一般会計補正予算(第3号)

<予算>

議案第126号 平成24年度尼崎市一般会計補正予算(第4号)

<条例>

議案第127号 尼崎市公債条例の一部を改正する条例について

議案第128号 尼崎市立公民館条例の一部を改正する条例について

議案第129号 尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の
人員、設備及び運営の基準等を定める条例について

議案第130号 尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホー
ムの設備及び運営の基準を定める条例について

議案第131号 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備
及び運営の基準等を定める条例について

議案第132号 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設
備及び運営の基準を定める条例について

議案第133号 尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準等を定
める条例について

議案第134号 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を
定める条例について

議案第135号 尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例につい
て

議案第136号 尼崎市医療法に基づく専属の薬剤師を置かなければならない診療

所を定める条例について

- 議案第 1 3 7 号 尼崎市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 3 8 号 尼崎市旅館業に係る構造設備の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 3 9 号 尼崎市理容の業に関する条例について
- 議案第 1 4 0 号 尼崎市興行場営業に関する条例について
- 議案第 1 4 1 号 尼崎市浴場業に関する条例について
- 議案第 1 4 2 号 尼崎市クリーニング業に関する条例について
- 議案第 1 4 3 号 尼崎市美容の業に関する条例について
- 議案第 1 4 4 号 尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 5 号 尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について
- 議案第 1 4 6 号 尼崎市公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例について
- 議案第 1 4 7 号 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 8 号 尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例について
- 議案第 1 4 9 号 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 0 号 尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 1 号 尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- < その他 >
- 議案第 1 5 2 号 工事請負契約について（城内高校校舎改修等工事）
- 議案第 1 5 3 号 工事請負契約について（城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事）
- 議案第 1 5 4 号 工事請負契約について（武庫南小学校北棟等耐震補強工事）
- 議案第 1 5 5 号 工事請負契約について（小田北中学校北棟等耐震補強工事）
- 議案第 1 5 6 号 指定管理者の指定について（尼崎市立富松住宅）
- 議案第 1 5 7 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	4件	824,199円
------	----	----------

3 追加提出予定案件

< 人事 >

- ・ 尼崎市教育委員会の委員の任命
- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任

第 2 1 回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<平成24年12月定例会>

種 別	専決処分報告	番 号	報告第2号	所 管	選挙管理委員会事務局																
件 名	専決処分について(平成24年度尼崎市一般会計補正予算(第3号))																				
内 容																					
1	専決処分理由 平成24年11月16日付けで衆議院が解散し、平成24年12月16日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を実施することとなったため、急施を必要としたので、補正予算について専決処分したものの。																				
2	専決処分日 平成24年11月16日																				
3	補正予算の規模 <div style="text-align: right;">(単位:千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">192,974,007</td> <td style="text-align: center;">112,267</td> <td style="text-align: center;">193,086,274</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	192,974,007	112,267	193,086,274										
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																			
192,974,007	112,267	193,086,274																			
4	歳入歳出補正予算額 <div style="text-align: right;">(単位:千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県支出金</td> <td style="text-align: center;">112,267</td> <td>総務費</td> <td style="text-align: center;">112,267</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">112,267</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">112,267</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	県支出金	112,267	総務費	112,267	合 計	112,267	合 計	112,267
歳 入		歳 出																			
款	補正予算額	款	補正予算額																		
県支出金	112,267	総務費	112,267																		
合 計	112,267	合 計	112,267																		
5	補正予算の内容 (1) 歳入歳出予算 総務費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衆議院議員選挙費 112,267千円 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施経費 																				

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	予 算	番 号	議案第 1 2 6 号	所 管	各事業所管課
件 名	平成 2 4 年度尼崎市一般会計補正予算 (第 4 号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位 : 千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	193,086,274	589,057	193,675,331		
2	歳入歳出補正予算額 (単位 : 千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	地方交付税	31,352	民生費	482,357	
	国庫支出金	29,580	土木費	10,000	
	県支出金	159,525	教育費	96,700	
	諸収入	5,000			
	市債	363,600			
	合 計	589,057	合 計	589,057	
3	繰越明許費 追加 (単位 : 千円)				
	款	項	事 業 名	金 額	
	民生費	児童福祉費	尼崎学園施設整備事業	481,415	
	土木費	住宅費	市営住宅維持整備事業	50,000	

4 債務負担行為

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
じんかい収集等委託事業	平成 25 年度	1,008,957
給食調理業務委託事業	平成 25 年度	166,391

変更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
中学校施設耐震化事業	平成 25 年度	464,784	平成 25 年度	213,991

5 補正予算の内容

国の経済対策により兵庫県において設置されている「社会福祉施設等防災整備基金」を活用した尼崎学園の施設整備を実施するほか、市町村振興宝くじの収益金を活用した街路灯の LED 化などを実施する。費目別事業概要等は別紙のとおり。

費目別事業概要等

民生費	482,357 千円
施設整備事業費（尼崎学園）	482,357 千円
県の社会福祉施設等防災整備基金を活用し、尼崎学園の施設整備を実施する。当該基金の活用にあたっては、平成 24 年度内に工事請負契約を締結する必要があるため、改築工事の前倒し実施を行う。	
土木費	10,000 千円
街路灯維持管理事業費	10,000 千円
市町村振興宝くじ収益金を原資とする市町村振興協会市町交付金を活用し、市内の街路灯のうち共架型 20W 蛍光灯を省エネ型照明である LED 灯に改修する。	
教育費	96,700 千円
学校施設耐震化事業費（中学校）	96,700 千円
小田北中学校の耐震補強工事において、設計段階における工事工程の見直しによって、工期が短縮されたことに伴い、支払方法を変更したため、年度内の支払額を増額する。	

<平成24年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第127号	所 管	財政課
件 名	尼崎市公債条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>本条例においては、公債証券等を紛失等した者から代証券等の交付請求があった場合、市長は、非訟事件手続法に規定する除権決定があったときに限り、それを交付すると規定している。</p> <p>今般、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成23年法律第53号)の制定により、現行の非訟事件手続法(明治31年法律第14号)が全面的に改められることとなり、新たな非訟事件手続法(平成23年法律第51号)が制定されたため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第7条第2項における引用法律及び条項を、現行の非訟事件手続法から、新たに制定された非訟事件手続法の該当条項に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年1月1日</p>					

尼崎市公債条例

改正後	現 行
<p>(盗難、紛失又は滅失)</p> <p>第7条 1 略</p> <p>2 前項の場合において、市長は、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第106条第1項に規定する除権決定があったときに限り、代証券又は代利札を交付する。この場合においては、代証券又は代利札を交付するまでの間、前項の証券又は利札に係る元利金の支払を停止することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(盗難、紛失又は滅失)</p> <p>第7条 1 略</p> <p>2 前項の場合において、市長は、非訟事件手続法(明治31年法律第14号)第148条第1項に規定する除権決定があったときに限り、代証券又は代利札を交付する。この場合においては、代証券又は代利札を交付するまでの間、前項の証券又は利札に係る元利金の支払を停止することができる。</p> <p>3 略</p>

<平成24年12月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第128号	所 管	中央公民館
件 名	尼崎市立公民館条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>中央公民館、地区公民館及び公民館分館全22館について、施設の老朽化が進んでいることもあり、引き続きすべての館を維持していくことが困難であるため、平成24年度末をもって公民館分館16館を廃止することから、公民館条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 別表第1中、蓬川分館、開明分館、竹谷分館、城内分館、杭瀬分館、城北分館、大庄南分館、稲葉荘分館、宮前分館、立花西分館、尾浜分館、武庫北分館、塚口南分館、戸ノ内分館、園和北分館及び小園分館の項を削除する。</p> <p>(2) 別表第2中、公民館分館の使用料を削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p> <p>4 その他</p> <p>この条例の施行により、公民館分館としての用途が廃止された後の建物及び用地等のうち、当該地域の団体等で引き受け先のあるものについては、平成25年度から「地域学習館」として、無償貸与するとともに、中央及び地区公民館に人員の一部や財源を集中し機能強化を図る。</p>					

尼崎市立公民館条例

改正後		現 行	
別表第 1		別表第 1	
名称	位置	名称	位置
尼崎市立中央公民館	尼崎市西難波町6丁目 14番34号	尼崎市立中央公民館	尼崎市西難波町6丁目 14番34号
(削除)	(削除)	尼崎市立中央公民館 蓬川分館	尼崎市西難波町2丁目 31番5号
(削除)	(削除)	尼崎市立中央公民館 開明分館	尼崎市開明町3丁目22 番地
(削除)	(削除)	尼崎市立中央公民館 竹谷分館	尼崎市宮内町3丁目 141番地
(削除)	(削除)	尼崎市立中央公民館 城内分館	尼崎市大物町1丁目19 番28号
尼崎市立小田公民館	尼崎市潮江1丁目11番 1-101号	尼崎市立小田公民館	尼崎市潮江1丁目11番 1-101号
(削除)	(削除)	尼崎市立小田公民館 杭瀬分館	尼崎市杭瀬本町1丁目 3番24号
(削除)	(削除)	尼崎市立小田公民館 城北分館	尼崎市西長洲町2丁目 33番1号
尼崎市立大庄公民館	尼崎市大庄西町3丁目 6番14号	尼崎市立大庄公民館	尼崎市大庄西町3丁目 6番14号
(削除)	(削除)	尼崎市立大庄公民館 大庄南分館	尼崎市武庫川町1丁目 25番地
(削除)	(削除)	尼崎市立大庄公民館 稲葉荘分館	尼崎市稲葉荘1丁目3番 26号
尼崎市立立花公民館	尼崎市塚口町3丁目39 番地の7	尼崎市立立花公民館	尼崎市塚口町3丁目39 番地の7
(削除)	(削除)	尼崎市立立花公民館 宮前分館	尼崎市塚口本町2丁目 12番3号
(削除)	(削除)	尼崎市立立花公民館 立花西分館	尼崎市南武庫之荘2丁 目20番12号
(削除)	(削除)	尼崎市立立花公民館 尾浜分館	尼崎市尾浜町2丁目5番 8号
尼崎市立武庫公民館	尼崎市武庫之荘8丁目 1番1号	尼崎市立武庫公民館	尼崎市武庫之荘8丁目 1番1号

(削除)	(削除)
尼崎市立園田公民館	尼崎市食満2丁目1番1号
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)

別表第 2

1・2 略

(削除)

尼崎市立武庫公民館 武庫北分館	尼崎市西昆陽1丁目23番30号
尼崎市立園田公民館	尼崎市食満2丁目1番1号
尼崎市立園田公民館 塚口南分館	尼崎市南塚口町2丁目31番26号
尼崎市立園田公民館 戸ノ内分館	尼崎市戸ノ内町3丁目8番12号
尼崎市立園田公民館 園和北分館	尼崎市東園田町3丁目76番地の16
尼崎市立園田公民館 小園分館	尼崎市若王寺3丁目2番21号

別表第 2

1・2 略

3 公民館分館の使用料

区分	使用料		
	午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
ホール	720円	840円	1,200円
学習室	420円	540円	720円
和室	420円	540円	720円
実習室	720円	840円	1,200円

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 1 2 9 号	所 管	障害者自立支援担当 障害福祉課
件 名	尼崎市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号及び第105号)が制定され、障害者自立支援法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで厚生労働省令により定められていた指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営の基準等について、中核市などの条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 条例制定の考え方</p> <p>厚生労働省令は「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」に区分され、それらをもとに基準を条例で定めることとされたことから、この省令の基準を基本としつつ兵庫県が独自で制定する基準も参考にし、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会等の意見を踏まえ、本市の実情等を鑑み、条例を制定する。</p> <p>(1) 従うべき基準</p> <p>人員配置、居室面積、人権、安全の確保、秘密保持等に関連すること</p> <p>(2) 標準</p> <p>利用定員</p> <p>(3) 参酌すべき基準</p> <p>(1)以外の設備及び運営に関すること</p> <p>3 本市の独自基準</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型について、市長が認めた場合にあっては、定員下限を10人以上とすることができるよう規定する。</p> <p>(2) 人格尊重、虐待防止、事故発生の防止に関する義務付けを行う。</p> <p>(3) 暴力団等の参入又は影響を排除する旨を規定する。</p> <p>(4) 運営内容の評価と改善を義務付け、結果の公表に努めるよう規定する。</p> <p>(5) 職員研修について、計画の策定等、計画的な人材の育成に努めるよう規定する。</p> <p>4 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>					

<平成24年12月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第130号	所 管	高齢介護課
件 名	尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)が制定され、老人福祉法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで厚生労働省令により定められていた養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準について、中核市などの条例で定めるとされたため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 条例制定の考え方</p> <p>厚生労働省令は「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」に区分され、それらをもとに基準を条例で定めるとされたことから、この省令の基準を基本としつつ兵庫県が独自で制定する基準も参考にし、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会等の意見を踏まえ、本市の実情等を鑑み、条例を制定する。</p> <p>(1) 従うべき基準</p> <p>人員配置、居室面積、人権、安全の確保、秘密保持等に関連すること</p> <p>(2) 標準</p> <p>入所定員</p> <p>(3) 参酌すべき基準</p> <p>(1)以外の設備及び運営に関すること</p> <p>3 本市の独自基準</p> <p>(1) 特別養護老人ホームの居室定員について、市長が認める場合は4人以下とする。</p> <p>(2) サービス提供に関する記録の保存年限を5年とする。</p> <p>(3) 人格尊重、虐待防止に関する義務付けを行う。</p> <p>(4) 暴力団等の参入又は影響を排除する旨を規定する。</p> <p>(5) 運営内容の評価と改善を義務付け、結果の公表に努めるよう規定する。</p> <p>(6) 職員研修について、計画の策定等、計画的な人材の育成に努めるよう規定する。</p> <p>4 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>					

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 3 1 号	所 管	高 齢 介 護 課
件 名	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)が制定され、介護保険法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで厚生労働省令等により定められていた指定居宅サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等について、中核市などの条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 条例制定の考え方</p> <p>厚生労働省令は「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」に区分され、それらをもとに基準を条例で定めることとされたことから、この省令の基準を基本としつつ兵庫県が独自で制定する基準も参考にし、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会等の意見を踏まえ、本市の実情等を鑑み、条例を制定する。</p> <p>(1) 従うべき基準 人員配置、居室面積、人権、安全の確保、秘密保持等に関連すること</p> <p>(2) 標準 利用定員</p> <p>(3) 参酌すべき基準 (1)以外の設備及び運営に関すること</p> <p>3 本市独自の基準</p> <p>(1) 介護老人福祉施設の居室定員について、市長が認める場合は4人以下とする。</p> <p>(2) サービス提供に関する記録の保存年限を5年とする。</p> <p>(3) 人格尊重、虐待防止、事故発生の防止に関する義務付けを行う。</p> <p>(4) 暴力団等の参入又は影響を排除する旨を規定する。</p> <p>(5) 運営内容の評価結果の公表に努めるよう規定する。</p> <p>(6) 職員研修について、計画の策定等、計画的な人材の育成に努めるよう規定する。</p> <p>4 施行期日 平成25年4月1日</p>					

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 1 3 2 号	所 管	高齢介護課 生活支援相談課
件 名	尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が制定され、社会福祉法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで厚生労働省令により定められていた軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準について、中核市などの条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するもの。</p>				
2	<p>条例制定の考え方</p> <p>厚生労働省令は「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」に区分され、それらをもとに基準を条例で定めることとされたことから、この省令の基準を基本としつつ兵庫県が独自で制定する基準も参考にし、本市の実情等を鑑み、条例を制定する。</p> <p>(1) 従うべき基準 人員配置、居室面積、入所者の人権、安全の確保、秘密保持等</p> <p>(2) 標準 利用定員</p> <p>(3) 参酌すべき基準 (1)以外の設備及び運営に関する事</p>				
3	<p>本市の独自基準</p> <p>(1) 軽費老人ホーム</p> <p>ア サービス提供に関する記録の保存年限を5年とする。</p> <p>イ 虐待防止に関する義務付けを行う。</p> <p>(2) 婦人保護施設</p> <p>ア 研修の機会の確保の義務付けを行う。</p> <p>イ 秘密保持に関する義務付けを行う。</p> <p>ウ 事故発生の防止及び発生時の対応に関する義務付けを行う。</p> <p>(3) 共通項目</p> <p>ア 人格尊重に関する義務付けを行う。</p> <p>イ 暴力団等の参入又は影響を排除する旨を規定する。</p> <p>ウ 運営内容の評価と改善を義務付け、結果の公表に努めるよう規定する。</p> <p>エ 職員研修について、計画の策定等、計画的な人材の育成に努めるよう規定する。</p>				
4	<p>施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>				

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 1 3 3 号	所 管	保護課
件 名	尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準等を定める条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が制定され、生活保護法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで厚生労働省令により定められていた保護施設の設備及び運営の基準等について、中核市などの条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 条例制定の考え方</p> <p>厚生労働省令は「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」に区分され、それらをもとに基準を条例で定めることとされたことから、この省令の基準を基本としつつ兵庫県が独自で制定する基準も参考にし、本市の実情等を鑑み、条例を制定する。</p> <p>(1) 従うべき基準 人員配置、居室面積、人権、安全の確保、秘密保持等に関連すること</p> <p>(2) 標準 利用定員</p> <p>(3) 参酌すべき基準 (1)以外の設備及び運営に関すること</p> <p>3 本市の独自基準</p> <p>(1) 人格尊重、秘密保持に関する義務付けを行う。</p> <p>(2) 暴力団等の参入又は影響を排除する旨を規定する。</p> <p>(3) 運営内容の評価と改善を義務付け、結果の公表に努めるよう規定する。</p> <p>(4) 研修の機会の確保の義務付けを行う。</p> <p>(5) 職員研修について、計画の策定など、計画的な人材の育成に努めるよう規定する。</p> <p>(6) 事故発生の防止及び発生時の対応に関する義務付けを行う。</p> <p>(7) 医療保護施設を法令に基づき適切に運営するよう義務付けを行う。</p> <p>4 施行期日 平成25年4月1日</p>					

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 3 4 号	所 管	保育課、こども家庭支援課、生活支援相談課
件 名	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）により児童福祉法等の一部が改正された。この改正により、全国一律に厚生労働省令で定められていた児童福祉施設の基準のうち、助産施設、母子生活支援施設及び保育所の基準については、中核市などの条例で定めることとされたため、当該条例を新たに制定する。</p> <p>2 厚生労働省令で定める基準</p> <p>厚生労働省令は「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に区分され、それらをもとに基準を条例で定めることとされた。</p> <p>(1) 従うべき基準・・・人員配置基準、居室面積基準、人権に直結する運営基準</p> <p>(2) 参酌すべき基準・・・(1)以外の設備及び運営に関する基準</p> <p>3 条例制定に当たっての基本的考え方</p> <p>国の示す基準を上回る市独自の基準を設定した場合、その部分に対する国からの財源措置がないことから、厚生労働省令の基準を基本としつつ、次の視点に基づき、既存の施設に与える影響や、本市の財政状況等、地域の実情を鑑み、総合的に判断し、条例を定めるものとする。</p> <p>(1) 尼崎市社会保障審議会児童専門分科会及び同分科会計画推進部会や、保育所等運営者からの意見聴取を踏まえる。</p> <p>(2) 兵庫県の独自基準のうち省令に規定があり独自の要素が付加されたものの趣旨を踏まえる。</p> <p>(3) パブリックコメントでの意見募集結果等を踏まえる。</p> <p>4 本市で独自に定める基準</p> <p>基準については、本市独自で定める基準以外は、厚生労働省令の基準とする。</p> <p>(1) 施設共通</p> <p>1.設置者及び施設の長は暴力団員等でないこと、2.運営が暴力団等の支配を受けないことを規定</p> <p>運営内容の自己評価と改善を義務付け、その結果の公表に努めるよう規定</p> <p>防災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備並びに職員、入所者又はそ</p>					

の家族への取組内容の周知等の義務付けを規定

普通救命講習修了者の常時配置に努めることを規定

研修計画の策定や研修結果の記録の整備等計画的な人材育成に努めるよう規定

事故発生の防止及び発生時の対応の義務付けを規定

1.入所している者の安全・安心の確保、2.関係機関との連携、信頼関係の構築に努めることの趣旨を規定

(2) 保育所

現在の基準では義務付けのない2歳児未満の子どもがいない保育所への医務室設置の義務付けを規定

保育所に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士又は調理師の配置の義務付けを規定【上乘せ基準】

助産施設は、医療機関でもあることから他法令の医療機関の基準を適用するため、一部、本条例では適用除外している。

5 施行期日

平成25年4月1日

6 経過措置

(1) 現存する保育所又は新築の工事中の建物で保育所の用に供されるもの等については、当分の間、医務室を設けないことができる。

(2) 現に調理員が置かれている保育所については、平成30年3月31日までの間、栄養士又は調理師配置の義務付けの規定は適用しない。

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 3 5 号	所 管	保健企画課
件 名	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が施行され、薬事法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで県条例により定められていた薬局等の開設の許可等の権限が県から保健所を設置する市へ移譲されることから、当該事務の審査等にかかる手数料を新設する必要を認めため、当該条例を一部改正するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>次の手数料を新設する。</p> <p>(1) 薬局開設の許可の申請に対する審査 1件 29,000円</p> <p>(2) 薬局開設の許可の更新の申請に対する審査 1件 11,000円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査 1件 6,300円</p> <p>(4) 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 1件 4,000円</p> <p>(5) 薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査 1件 11,000円</p> <p>(6) 薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査 1件 5,600円</p> <p>(7) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認 1品目 90円</p> <p>(8) 薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認 1品目 90円</p> <p>(9) 医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付 1件 2,000円</p> <p>(10) 医薬品の製造販売業の許可証の再交付 1件 2,900円</p> <p>(11) 医薬品の製造業の許可証の書換え交付 1件 2,000円</p> <p>(12) 医薬品の製造業の許可証の再交付 1件 2,900円</p> <p>(13) 薬局開設許可証の書換え交付 1件 2,000円</p> <p>(14) 薬局開設許可証の再交付 1件 2,900円</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>					

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく次に掲げる事務</p> <p><u>ア 薬局の開設の許可の申請に対する審査</u> 1件 29,000円</p> <p><u>イ 薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査</u> 1件 11,000円</p> <p><u>ウ 薬局の開設の許可証の書換え交付</u> 1件 2,000円</p> <p><u>エ 薬局の開設の許可証の再交付</u> 1件 2,900円</p> <p><u>オ 薬局が製造販売する医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査</u> 1件 6,300円</p> <p><u>カ 薬局が製造販売する医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</u> 1件 4,000円</p> <p><u>キ 薬局が製造販売する医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付</u> 1件 2,000円</p> <p><u>ク 薬局が製造販売する医薬品の製造販売業の許可証の再交付</u> 1件 2,900円</p> <p><u>ケ 薬局が製造販売する医薬品の製造業の許可の申請に対する審査</u> 1件 11,000円</p> <p><u>コ 薬局が製造販売する医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査</u> 1件 5,600円</p> <p><u>サ 薬局が製造販売する医薬品の製造業の許可証の書換え交付</u> 1件 2,000円</p> <p><u>シ 薬局が製造販売する医薬品の製造業の</u></p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく次に掲げる事務</p>

<p>許可証の再交付 1件 2,900円</p> <p>ス 薬局が製造販売する医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査 1品目 90円</p> <p>セ 薬局が製造販売する医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査 1品目 90円</p> <p>ソ 略</p> <p>タ 略</p> <p>チ 略</p> <p>ツ 略</p> <p>(5)~(18) 略</p>	<p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>(5)~(18) 略</p>
--	---

<平成24年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第136号	所 管	保健企画課
件 名	尼崎市医療法に基づく専属の薬剤師を置かなければならない診療所を定める条例について				
内 容					
<p>1 制定理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が制定され、医療法の一部が改正された。この改正により、これまで医療法により定められていた診療所の薬剤師の配置に関する基準について、保健所を設置する市の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 制定内容 専属の薬剤師を配置する診療所の基準は、常時3人以上医師が勤務する診療所とする。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>					

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 3 7 号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>国の地域主権戦略大綱に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成23年政令第407号)等が制定され、食品衛生法施行令等が改正された。</p> <p>この改正により、これまで食品衛生法施行令等により定められていた食品衛生検査を行うための施設及び機器並びに職員の配置に関する基準について、保健所を設置する市の条例で定めることとされたため、当該条例を一部改正するもの。</p> <p>2 条例改正の考え方</p> <p>政令等は「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に区分され、それらをもとに基準を条例で定めることとされたことから、この政令等の基準を基本とし、本市の実情等を鑑み、条例を改正する。</p> <p>(1) 従うべき基準〔食品衛生検査施設の設備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。 ・ 純水装置、定温乾燥器、デープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の必要な機械及び器具を備えること。 <p>(2) 標準とする基準 該当なし</p> <p>(3) 参酌すべき基準〔食品衛生検査施設に配置する職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。 <p>また、上記改正のほか、規則に委任する項目をより明確に規定するなど、所要の文言整理を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>					

尼崎市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を定める条例

改正後	現 行
<p><u>尼崎市食品衛生に関する条例</u></p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号。以下「政令」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、政令及び食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)における用語の意義による。</p> <p>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</p> <p>第3条 政令第8条第1項の条例で定める基準は、省令第36条に規定する基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(食品衛生責任者の決定等の届出)</p> <p>第5条 営業者は、食品等の取扱いに従事する者(以下「従事者」という。)のうちから食品衛生責任者(別表第10項第1号に規定する食品衛生責任者をいう。以下この条において同じ。)を定めたときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。食品衛生責任者を変更し、又は解任したときも、同様とする。</p> <p>(営業許可書)</p> <p>第6条 市長は、法第52条第1項に規定する許可(以下「営業許可」という。)をしたときは、営業許可を申請した者に営業許可書を交</p>	<p><u>尼崎市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を定める条例</u></p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第50条第2項の規定に基づき、営業の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)及び食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)における用語の意義による。</p> <p>第3条 略</p>

付するものとする。

2 営業許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、前項の規定により交付された営業許可書（以下「営業許可書」という。）をその営業の施設の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が営業許可書の掲示が困難であると認める場合は、同項の規定による掲示に代えて、市長が別に定める方法によることができる。

（休業等の届出）

第7条 許可業者は、引き続き30日以上休業しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 許可業者は、前項の規定による休業の届出に係る営業を再開したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

第8条 許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 廃業したとき 当該許可業者

(2) 死亡したとき 当該許可業者に係る戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者

(3) 合併以外の理由により解散したとき その清算人（破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人）

（添加物の製造等の届出）

第9条 営業者は、省令別表第1に掲げる添加物若しくは法第11条第1項の規定により規格が定められている添加物又はこれらを含む製剤（以下この条において「添加物等」という。）の製造又は加工（以下「製造等」という。）を開始したときは、規則で定めるところによ

り、その旨を市長に届け出なければならない。
添加物等の製造等の品目を追加し、若しくは
内容を変更し、又は製造等を廃止したときも、
同様とする。

(給食の開始等の届出)

第10条 学校、病院、工場、寄宿舍等の施設
の設置者は、当該施設において営業としてで
はなく継続的に1回20食以上の食品を供与
する業務(以下「給食」という。)を開始した
ときは、規則で定めるところにより、その旨
を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を行った者(以下「給
食実施者」という。)は、次の各号のいずれか
に該当するときは、規則で定めるところによ
り、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前項の規定による届出に係る事項を変更
したとき。

(2) 引き続き15日以上給食を休止しよう
するとき。

(3) 引き続き15日以上休止した給食を再開
したとき。

(4) 給食を廃止したとき。

3 給食実施者は、給食に従事する者のうちか
ら給食に関する責任者(以下「給食責任者」
という。)を定めたときは、規則で定めると
るにより、その旨を市長に届け出なければ
ならない。給食責任者を変更し、又は解任した
ときも、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この
条例の施行について必要な事項は、規則で
定める。

別表		別表	
2 施設の管理	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 作業場内には、<u>従事者</u>以外の者を立ち入らせないこと。ただし、従事者以外の者の立入りにより食品等の汚染のおそれがないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(4)～(10) 略</p>	2 施設の管理	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 作業場内には、<u>食品等の取扱いに従事する者</u>(以下「<u>従事者</u>」という。)以外の者を立ち入らせないこと。ただし、従事者以外の者の立入りにより食品等の汚染のおそれがないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(4)～(10) 略</p>
10 食品衛生責任者	<p>(1) 営業者は、法第48条の規定により食品衛生管理者を定める場合を除き、施設又はその部門ごとに、従事者のうちから<u>食品衛生に関する責任者</u>(以下「<u>食品衛生責任者</u>」という。)を定めること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	10 食品衛生責任者	<p>(1) 営業者は、法第48条の規定により食品衛生管理者を置き、又は自らが食品衛生管理者となる場合を除き、施設又はその部門ごとに、<u>自ら食品衛生に関する責任者</u>(以下「<u>食品衛生責任者</u>」という。)となり、又は従事者のうちから食品衛生責任者を定めること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

<平成24年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第138号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市旅館業に係る構造設備の基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が制定され、旅館業法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで県条例により定められていた旅館が衛生上講ずべき措置に係る基準等について、保健所を設置する市の条例で定めることとされたため、当該条例を一部改正するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 施設の指定等(第10条、第11条)</p> <p>旅館の許可を与える際に意見を求める周辺施設として、旅館業法で規定する学校、児童福祉施設のほか次の社会教育に関する施設を指定する。</p> <p>ア 図書館</p> <p>イ 博物館及びこれに相当する施設</p> <p>ウ 公民館</p> <p>エ スポーツ施設及びこれに類する施設</p> <p>(2) 営業施設について講ずべき措置の基準(第12条)</p> <p>客室の定員を超えて宿泊させないこと、営業施設及びその周辺は定期的に清掃し常に清潔に保つこと等について規定する。</p> <p>(3) 宿泊を拒むことができる事由(第13条)</p> <p>営業者は宿泊を拒んではならないこととなっているが、宿泊料を支払う能力がないと認められる等、拒むことができる事由を規定する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>					

尼崎市旅館業に係る構造設備の基準等を定める条例

改正後	現 行
<p><u>尼崎市旅館業に関する条例</u></p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</u>及び<u>旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)</u>の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法における用語の意義による。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第5条 令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条第1号から第5号までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第6条 令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条第2号から第5号までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(構造設備の基準の特例)</p> <p>第7条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第3号に規定する第3種地域及び同条第4号に規定する第4種地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2</p>	<p><u>尼崎市旅館業に係る構造設備の基準等を定める条例</u></p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)</u>第1条第1項第11号、<u>第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号の規定に基づく旅館業の施設の構造設備の基準その他旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</u>の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第4条 令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2条第1号から第5号までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第5条 令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2条第2号から第5号までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(構造設備の基準の特例)</p> <p>第6条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和39年兵庫県条例第55号)第2条第3号に規定する第3種地域及び同条第4号に規定する第4種地域(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2</p>

8条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業が禁止される区域を除く。)における同法第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供する施設に対する第3条から第5条までの規定の適用については、規則で定める。

(構造設備の基準の緩和)

第8条 市長は、季節的状況、地理的状況その他特別の事情を勘案して公衆衛生上支障がないと認めるときは、第3条から第6条までに規定する基準を緩和することができる。

(削除)

(営業者の死亡等の届出)

第9条 営業者が次のいずれかに該当するときは、当該号に定める者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき 当該営業者に係る戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条に規定する届出義務者

(2) 合併以外の理由により解散したとき その清算人(破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人)

(施設環境を保全すべき施設)

第10条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次のとおりとする。

(1) 図書館法(昭和25年法律第118号) 第2条第1項に規定する図書館

8条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業が禁止される区域を除く。)における同法第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供する施設に対する第2条から第4条までの規定の適用については、規則で定める。

(構造設備の基準の緩和)

第7条 市長は、季節的状況、地理的状況その他特別の事情を勘案して公衆衛生上支障がないと認めるときは、第2条から第5条までに規定する基準を緩和することができる。

(営業者の解散又は死亡の届出)

第8条 法第3条第1項の規定により許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。)が死亡し、又は解散したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条に規定する届出義務者又は清算人(法人の解散が合併によるものであるときはその業務を行う役員であった者、破産によるものであるときはその破産管財人)等は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(2) 博物館法(昭和26年法律第285号) 第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定によりこれに相当する施設として指定された施設

(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号) 第20条に規定する公民館

(4) 国又は地方公共団体が設置するスポーツ施設及びこれに類する施設で、規則で定めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、青少年の教育その他その健全な育成を目的として青少年の利用に供される施設で、市長が指定するもの

(施設環境に係る意見を聴くべき者)

第11条 法第3条第4項の条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 前条各号に掲げる施設(以下「特定施設」という。)の設置者が国であるとき 当該特定施設の長

(2) 特定施設の設置者が地方公共団体であるとき 当該特定施設を管理する地方公共団体の長又は教育委員会

(3) 特定施設の設置者が国及び地方公共団体以外の者であるとき 当該特定施設に係る業務を監督する行政庁(当該行政庁がないときは、市長)

(営業の施設について講ずべき宿泊者の衛生に必要な措置の基準)

第12条 法第4条第2項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 客室の定員を超えて宿泊させないこと。

(2) 機械換気設備及び照明設備は、適切に管理し、その機能を保つこと。

(3) 暖房又は冷房を行うときは、適当な温度及び湿度を保ち、かつ、有害ガス等による被害を防止するための措置を講ずること。

(4) 寝具類は、常に清潔に保つこと。

- (5) 布団カバー、敷布及び枕カバーは、宿泊者1人ごとに洗濯したものを着用すること。
- (6) 浴衣その他の就寝用の衣類を備えるときは、宿泊者1人ごとに洗濯したものを着用すること。
- (7) 宿泊者が感染性の病気にかかっていることが明らかになったときは、当該宿泊者が使用した客室、寝具類及び器具類を消毒すること。
- (8) 営業の施設内及びその周辺は、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
- (9) ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。
- (10) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水を使用すること。
- (11) 浴室には、水及び摂氏38度以上の湯を供給すること。
- (12) 浴槽内の水及び湯は尼崎市浴場業に関する条例（平成 年尼崎市条例第 号）別表第1第4項第6号に掲げる基準に、浴槽の清掃は同項第3号又は第4号に掲げる基準に適合するものであること。
- (13) 宿泊しようとする者と必ず面接すること。

2 市長は、旅館業に係る営業の施設の特異性等により前項に規定する基準によることが適当でないと認めるときは、当該施設の宿泊者の公衆衛生の維持のために必要な措置を別に定めることができる。

（宿泊を拒むことができる事由）

第13条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者に宿泊料を支払う能力がないこと。
- (2) 宿泊しようとする者の身体、衣服等が著しく不潔であり、他の宿泊者に迷惑を及ぼ

<p><u>すおそれがあること。</u></p> <p>(3) <u>宿泊しようとする者が泥酔し、又は著しく異常な言動をしており、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。</u></p> <p>(<u>遵守事項</u>)</p> <p><u>第14条</u> 営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>法第2条第2項から第5項までに規定する営業の種別を広告等に明確に表示すること。</u></p> <p>(2) <u>令第1条第1項第4号又は第2項第4号に規定する玄関帳場その他これに類する設備の客の見やすい場所に、宿泊料金を表示すること。</u></p> <p>(<u>営業管理者</u>)</p> <p><u>第15条</u> 営業者は、<u>施設の衛生管理を行い、及び善良の風俗を保持するため、当該施設ごとに、当該施設において業務に従事する者のうちから営業管理者を定めなければならない。</u></p> <p>2 営業者は、前項の規定により営業管理者を定めたときは、<u>規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u> 営業管理者を変更し、又は解任したときも、同様とする。</p> <p>(<u>委任</u>)</p> <p><u>第16条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>(<u>経過措置</u>)</p> <p>2 この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定により許可を受けている者に係るホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業の施設については、当該施設の構造設備を変更する場合を除き、<u>第3条から第6条までの規定は、適用しない。</u></p>	<p>(<u>営業者の守るべき事項</u>)</p> <p><u>第9条</u> 営業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>法第2条に規定する営業の種別を広告等に明確に表示すること。</u></p> <p>(2) <u>令第1条第1項第4号又は第2項第4号の玄関帳場その他これに類する設備の客の見やすい箇所に、宿泊料金を表示すること。</u></p> <p>(<u>営業管理者</u>)</p> <p><u>第10条</u> 営業者は、<u>施設の衛生管理及び善良の風俗の保持に当たらせるため、当該施設ごとに、当該施設において業務に従事する者(営業者を含む。)</u>のうちから営業管理者を定めなければならない。</p> <p>2 営業者は、前項の規定により営業管理者を定めたとき (<u>営業者自らが営業管理者となる場合を含む。)</u>は、<u>速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u> 営業管理者を変更し、又は解任したときも、同様とする。</p> <p>(<u>委任</u>)</p> <p><u>第11条</u> この条例に定めるもののほか、<u>法及びこの条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>(<u>経過措置</u>)</p> <p>2 この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定により許可を受けている者に係るホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業又は下宿営業の施設については、当該施設の構造設備を変更する場合を除き、<u>第2条から第5条までの規定は、適用しない。</u></p>
---	---

<平成24年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第139号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市理容の業に関する条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が制定され、理容師法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで県条例により定められていた理容所が衛生上講ずべき措置に係る基準等について、保健所を設置する市の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するもの。</p>				
2	<p>制定内容</p> <p>(1) 理容所以外の場所で理容を行うことができる場合(第3条)</p> <p>理容所に来ることができない社会福祉施設等の入所者に対して、施設の依頼に応じて理容を行うことができる場合について定める。</p> <p>(2) 理容の業を行う場合に講ずべき措置(第4条)</p> <p>感染性疾患等の予防や衛生確保のために、理容の業を行う場合に必要な措置について定める。</p> <p>(3) 理容所について講ずべき措置(第5条)</p> <p>作業場面積や洗髪設備等の理容所の施設構造や設備に関する基準を定める。</p> <p>(4) 開設者の死亡等の届出(第6条)</p> <p>開設者が死亡若しくは解散した際の届出義務者を規定し、届出義務規定を定める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>				

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 1 4 0 号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市興行場営業に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が制定され、興行場法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで県条例により定められていた興行場が衛生上講ずべき措置に係る基準等について、保健所を設置する市の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 設置場所及び構造設備等の基準(第3条) 興行場の設置の場所や、観覧場の構造及び換気設備等の興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準を定める。</p> <p>(2) 衛生措置の基準(第4条) 換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を定める。</p> <p>(3) 変更や廃業等の届出(第5条、第6条) 申請事項の変更や廃業した場合、及び営業者が死亡若しくは解散した場合について届出義務規定を定める。</p> <p>(4) 遵守事項(第7条) 興行場においての掲示事項等、営業者が遵守すべきことを定める。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>					

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 1 4 1 号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市浴場業に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が制定され、公衆浴場法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで県条例により定められていた公衆浴場が衛生上講ずべき措置に係る基準等について、保健所を設置する市の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 一般公衆浴場の設置の場所の配置の基準(第3条)</p> <p>新たな一般公衆浴場を設置する際に、既設の一般公衆浴場からの距離が220メートル以上保たれるよう配置の基準を定める。</p> <p>(2) 入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(第4条)</p> <p>換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀等、公衆浴場に必要措置に関する基準を定める。</p> <p>(3) 営業者の死亡等の届出(第5条)</p> <p>営業者が死亡若しくは解散した際の届出義務者を規定し、届出義務規定を定める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>					

<平成24年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第142号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市クリーニング業に関する条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が制定され、クリーニング業法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで県条例により定められていたクリーニング所が衛生上講ずべき措置に係る基準等について、保健所を設置する市の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するもの。</p>				
2	<p>制定内容</p> <p>(1) クリーニング所において講ずべき措置(第2条)</p> <p>クリーニング所の施設構造及びクリーニングを行う場合に必要な措置、有機溶剤を使用するクリーニング所に必要な措置及び指定洗濯物を取り扱うクリーニング所に必要な措置を定める。</p> <p>(2) 開設者の死亡等の届出(第3条)</p> <p>開設者が死亡若しくは解散した際の届出義務者を規定し、届出義務規定を定める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>				

<平成24年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第143号	所 管	生活衛生課
件 名	尼崎市美容の業に関する条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が制定され、美容師法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで県条例により定められていた美容所が衛生上講ずべき措置に係る基準等について、保健所を設置する市の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定するもの。</p>				
2	<p>制定内容</p> <p>(1) 美容所以外の場所で美容を行うことができる場合(第3条) 美容所に来ることができない社会福祉施設等の入所者に対して、施設の依頼に応じて美容を行うことができる場合について定める。</p> <p>(2) 美容の業を行う場合に講ずべき措置(第4条) 感染性疾患等の予防や衛生確保のために、美容の業を行う場合に必要な措置について定める。</p> <p>(3) 美容所について講ずべき措置(第5条) 作業場面積や洗髪設備等の美容所の施設構造や設備に関する基準を定める。</p> <p>(4) 開設者の死亡等の届出(第6条) 開設者が死亡若しくは解散した際の届出義務者を規定し、届出義務規定を定める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>				

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 4 4 号	所 管	保育計画担当
件 名	尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市立上ノ島保育所は社会福祉法人が保育所を新設した上で民間移管することとしているが、新設予定地の用地買収の遅れにより、平成 2 6 年 4 月 1 日に社会福祉法人へ移管することが困難であるため、尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例の上ノ島保育所に係る施行期日を改正するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例(平成 2 2 年尼崎市条例第 6 6 号)付則第 1 項第 2 号中「平成 2 6 年 4 月 1 日」を「規則で定める日」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市立保育所条例の一部を改正する条例

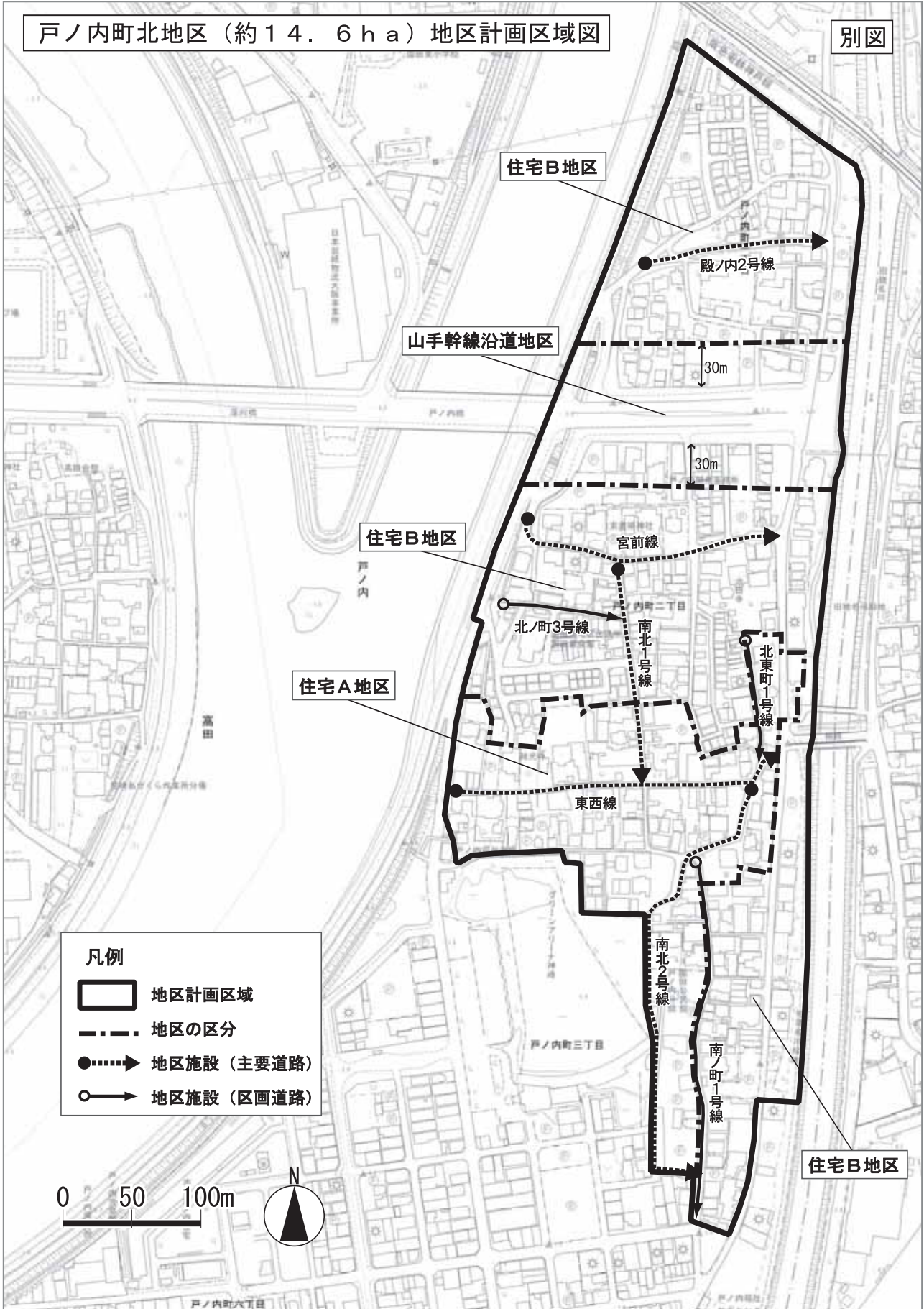
改正後	現 行
<p>尼崎市立保育所条例(昭和27年尼崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表尼崎市立上ノ島保育所の項、尼崎市立長洲保育所の項、尼崎市立道意保育所の項及び尼崎市立尾浜保育所の項を削る。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 改正規定中尼崎市立上ノ島保育所の項を削る部分 <u>規則で定める日</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>尼崎市立保育所条例(昭和27年尼崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表尼崎市立上ノ島保育所の項、尼崎市立長洲保育所の項、尼崎市立道意保育所の項及び尼崎市立尾浜保育所の項を削る。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 改正規定中尼崎市立上ノ島保育所の項を削る部分 <u>平成26年4月1日</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 4 5 号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市戸ノ内町北地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>本地区計画については、防災性の向上や快適な住環境の形成を図ることを目的として、地区の土地所有者等によるまちづくり協議会からの計画提案を受けて、本市都市計画審議会による審議等、所定の手続きを経て都市計画決定されたところである。</p> <p>この地区計画で定められた事項のうち、特に重要な事項について、建築基準法に基づく建築確認の審査や、違反に対する罰則及び是正指導等の対象とすることで、地区計画の実現を担保するため、建築基準法第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例を制定するもの。</p> <p>また、併せて、本地区計画の区域の一部で定められている、「尼崎市戸ノ内町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を廃止するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 適用区域及び地区の区分 裏面別図のとおり</p> <p>(2) 建築物の用途の制限 ボーリング場等の運動施設、ホテル又は旅館、自動車教習所及び床面積の合計が 1 5 m²を超える畜舎は、建築してはならない。</p> <p>(3) 建築物の高さ等の最高限度 ア 住宅 A 地区及び住宅 B 地区内：高さ 1 2 m、軒の高さ 1 0 m イ 山手幹線沿道地区内：高さ 2 5 m</p> <p>(4) 建築物の敷地面積の最低限度 ア 住宅 A 地区内：8 5 m² イ 住宅 B 地区及び山手幹線沿道地区内：7 0 m²</p> <p>(5) 壁面の位置の制限 主要道路境界線及び区画道路境界線までの距離：5 0 c m 以上</p> <p>(6) 建築物の構造に関する防火上必要な制限 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。</p> <p>3 施行期日 平成 2 5 年 2 月 1 日</p>					

戸ノ内町北地区（約14.6ha）地区計画区域図

別図



尼崎市戸ノ内町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

現 行

(この条例の目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、平成16年尼崎市告示第23号に定める戸ノ内町北地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域(以下「適用区域」という。)内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(建築物の用途)

第2条 適用区域内においては、法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、尼崎市建築審査会の意見を求めなければならない。

(建築物の高さ等の最高限度)

第3条 適用区域内においては、建築物の高さは12メートル以下で、かつ、軒の高さは10メートル以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第4条 適用区域内においては、建築物の敷地面積は、85平方メートル以上でなければならない。ただし、次のいずれかに該当する建築物の敷地については、この限りでない。

(1) 法第53条の2第1項第2号に該当する建築物

(2) その敷地の周囲に広い公園、道路その他の空地を有する建築物であって、市長が適用区域における適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

2 第2条第2項の規定は、前項第2号の規定による許可をする場合について準用する。

3 この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、同項の規定は適用しない。

(壁面の位置の制限)

第5条 適用区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱、バルコニー等(以下「外壁等」という。)の面から、地区計画に定められた東西線及び南北2号線の道路境界線(以下「道路境界線」という。)までの距離は、地盤面上2.5メートル未満にある建築物の部分に限り、50センチメートル以上でなければならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の一部の外壁等の面から道路境界線までの距離については、適用しない。

(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの

(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合

計が5平方メートル以内のもの

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第3条、第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 法第87条第2項において準用する第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 1 4 6 号	所 管	住宅政策課
件 名	尼崎市公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)が制定され、その中で、公営住宅法の一部が改正され、平成24年4月1日から施行された。</p> <p>この改正により、公営住宅及び共同施設の整備基準について、政省令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定しようとするもの。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 公営住宅及び共同施設の整備基準</p> <p>公営住宅等整備基準(平成10年建設省令第8号)で定める基準のとおりとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>					

<平成24年12月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案147号	所 管	住宅管理担当
件 名	尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)が制定され、その中で、公営住宅法の一部が改正され、平成24年4月1日に施行された。</p> <p>この改正により、市営住宅等の入居収入基準について、政省令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされたため、本市の条例を一部改正しようとするもの。</p> <p>あわせて、暴力団員の入居制限について所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>(1) 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例</p> <p>ア 入居者資格(第6条関係)</p> <p>(ア) 特に居住の安定を図る必要がある者(以下「裁量階層」という。)の対象範囲を条例に規則で定めるよう規定する。</p> <p>(イ) 裁量階層の入居収入基準を21万4千円と定める。</p> <p>(ウ) 公営住宅法第8条第1項等に規定する災害により滅失した住宅に居住していた低所得者のために建設又は借り上げるものの入居収入基準を21万4千円(当該災害発生の日から3年を経過した後は15万8千円)と定める。</p> <p>(エ) (イ)、(ウ)以外の場合の入居収入基準を15万8千円と定める。</p> <p>イ 暴力団員の入居制限(第6条、第7条、第15条関係)</p> <p>条例で定める裁量階層等の入居者資格、入居者資格の特例及び同居の承認について、暴力団員が入居できないことを明確化するため、文言整理を行う。</p> <p>ウ 付則</p> <p>入居収入基準について、国が認めた1年間の経過措置を講じるため読替え規定を定めていたが、今回条例を改正することに伴い削除する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成25年4月1日</p>				

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定の適用を受ける者にあっては第4号及び第5号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その者の収入が次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 <u>214,000円</u></p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>214,000円(当該災害が発生した日から3年を経過した後は、158,000円)</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>158,000円</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては第1号、<u>第3号及び第4号</u>、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあっては第4号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、<u>それぞれア、イ又はウに定める金額</u>を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第6条第4項各号に定める場合 <u>令第6条第5項第1号に定める金額</u></p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 <u>令第6条第5項第2号に定める金額</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 <u>令第6条第5項第3号に定める金額</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>

<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>2 <u>前条第3号イの市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第1号及び第3号から第5号まで)</u>に掲げる条件を具備するほか、<u>当該災害が発生した日から3年間</u>は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の承認を与える場合の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第41条第1項第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(3) <u>同居しようとする者が前項の承認を受けて同居するならば第41条第1項第5号に該当することとならないこと。</u></p> <p>(4) その他規則で定める場合 付 則</p> <p>(削除)</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p>2 <u>前条第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第1号、第3号及び第4号)</u>に掲げる条件を具備するほか、<u>当該災害発生の日から3年間</u>は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の承認を与える場合の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第41条第1項第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(3) その他規則で定める場合 付 則</p> <p>(入居者資格に係る規定の読替え)</p> <p>12 <u>平成24年4月1日から地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)第32条の規定による改正後の法第23条第1号口の規定に基づく条例の規定が施行される日の前日までの間における第6条の規定の適用については、同条中「法第23条各号」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)第32条の規定による改正</u></p>
---	--

前の法第23条各号」と、同条第3号ア中「令第6条第4項各号」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の令（以下「改正前の令」という。）第6条第4項各号」と、「令第6条第5項第1号」とあるのは「改正前の令第6条第5項第1号」と、同号イ及びウ中「令」とあるのは「改正前の令」とする。

尼崎市改良住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(公募による入居等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定により入居者の公募をする場合は、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第29号。以下「市営住宅条例」という。)第4条から第11条までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第6条第3号中「<u>アからウまで</u>」とあるのは「ア又はウ」と、同号ア中「<u>214,000円</u>」とあるのは「139,000円」と、同号ウ中「<u>158,000円</u>」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>(収入超過者の認定)</p> <p>第8条 市長は、毎年度、入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第11条において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定した収入の額が、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(1) 市営住宅条例第6条第3号アに掲げる場合 139,000円</p> <p>(2) 略</p>	<p>(公募による入居等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定により入居者の公募をする場合は、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第29号。以下「市営住宅条例」という。)第4条から第11条までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第6条第3号中「<u>ア、イ又はウ</u>」とあるのは「ア又はウ」と、同号ア中「<u>令第6条第5項第1号に定める金額</u>」とあるのは「139,000円」と、同号ウ中「<u>令第6条第5項第3号に定める金額</u>」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>(収入超過者の認定)</p> <p>第8条 市長は、毎年度、入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第11条において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定した収入の額が、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(1) <u>市営住宅条例付則第12項の規定による読み替え後の</u>市営住宅条例第6条第3号アに掲げる場合 139,000円</p> <p>(2) 略</p>

尼崎市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(公募による入居等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定により入居者の公募をする場合は、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第29号。以下「市営住宅条例」という。)第4条から第11条までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第6条第3号中「<u>アからウまで</u>」とあるのは「ア又はウ」と、同号ア中「<u>214,000円</u>」とあるのは「139,000円」と、同号ウ中「<u>158,000円</u>」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>(収入超過者の認定)</p> <p>第8条 市長は、毎年度、入居者がコミュニティ住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第11条において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定した収入の額が、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(1) 市営住宅条例第6条第3号アに掲げる場合 139,000円</p> <p>(2) 略</p>	<p>(公募による入居等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定により入居者の公募をする場合は、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第29号。以下「市営住宅条例」という。)第4条から第11条までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第6条第3号中「<u>ア、イ又はウ</u>」とあるのは「ア又はウ」と、同号ア中「<u>令第6条第5項第1号に定める金額</u>」とあるのは「139,000円」と、同号ウ中「<u>令第6条第5項第3号に定める金額</u>」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>(収入超過者の認定)</p> <p>第8条 市長は、毎年度、入居者がコミュニティ住宅に引き続き3年以上入居している場合において、当該入居者に係る第11条において準用する市営住宅条例第18条第2項の規定により認定した収入の額が、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(1) <u>市営住宅条例付則第12項の規定による読み替え後の</u>市営住宅条例第6条第3号アに掲げる場合 139,000円</p> <p>(2) 略</p>

尼崎市再開発住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(公募による入居等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定により入居者の公募をする場合は、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第29号。以下「市営住宅条例」という。)第4条から第11条までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第6条第3号中「<u>アからウまで</u>」とあるのは、「ア又はウ」と読み替えるものとする。</p>	<p>(公募による入居等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定により入居者の公募をする場合は、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第29号。以下「市営住宅条例」という。)第4条から第11条までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第6条第3号中「<u>ア、イ又はウ</u>」とあるのは、「ア又はウ」と読み替えるものとする。</p>

尼崎市従前居住者用住宅の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(公募による入居等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定により入居者の公募をする場合は、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第29号。以下「市営住宅条例」という。)第4条から第11条までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第6条第3号中「<u>アからウまで</u>」とあるのは、「ア又はウ」と読み替えるものとする。</p>	<p>(公募による入居等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定により入居者の公募をする場合は、尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年尼崎市条例第29号。以下「市営住宅条例」という。)第4条から第11条までの規定を準用する。この場合において、市営住宅条例第6条第3号中「<u>ア、イ又はウ</u>」とあるのは、「ア又はウ」と読み替えるものとする。</p>

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条 例	番 号	議案第 1 4 8 号	所 管	道路課
件 名	尼崎市市道の構造の技術的基準等を定める条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号及び第105号)が制定され、その中で、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、平成24年4月1日から施行された。</p> <p>この改正により、道路構造の技術的基準等について、政省令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定しようとするもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 自動車駐車場等の利用に関する標識(第2条関係) 道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)で定めるとおりとする。</p> <p>(2) 市道の構造の技術的基準(第3条関係) 道路構造令(昭和45年政令第320号)で定める基準のとおりとする。</p> <p>(3) 市道に設ける道路標識の寸法(第4条関係) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)で定める寸法とする。</p> <p>(4) 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(第5条関係) 移動円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号。以下「省令。’)で定める基準のとおりとする。 ただし、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)に規定する特定施設整備基準で定める基準が、省令で定める基準より厳しい基準を定めている場合は、当該特定施設整備基準とする。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>					

<平成24年12月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第149号	所 管	公園課
件 名	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が制定され、その中で、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、平成24年4月1日から施行された。</p> <p>この改正により、都市公園の設置の基準等について、政省令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされたため、本市の条例を一部改正しようとするもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 都市公園の設置の基準及び公園施設の設置の基準(第1条の2、同条の3関係) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)で定める基準のとおりとする。</p> <p>(2) 移動等円滑化のために必要な公園施設の基準(第1条の4、同第2項関係) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号。以下「省令」。)で定める基準のとおりとする。 ただし、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)に規定する特定施設整備基準で定める基準が、省令で定める基準より厳しい基準を定めている場合は、当該特定施設整備基準とする。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>					

尼崎市都市公園条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条)</p> <p><u>第 1 章の 2 公園の設置 (第 1 条の 2 第 1 条の 4)</u></p> <p>第 2 章 公園の管理(第 2 条 第 1 5 条の 6)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(この条例の趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、都市公園法 (昭和 3 1 年法律第 7 9 号。以下「法」という。) 及び法に基づく命令に定めるもののほか、<u>本市が設置する都市公園 (法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。)</u> (以下「公園」という。) の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第 1 章の 2 公園の設置 (公園の配置及び規模の基準)</p> <p><u>第 1 条の 2 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>本市の区域内における公園の敷地面積の総計を当該区域内に居住している者の人数で除して得た面積が 1 0 平方メートル以上であり、かつ、本市の区域のうち都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 7 条第 1 項の規定による市街化区域の区域内における公園の敷地面積の総計を当該区域内に居住している者の人数で除して得た面積が 5 平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>公園は、次に掲げる公園の区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に適合するように配置すること。</u></p> <p>ア 都市公園法施行令 (昭和 3 1 年政令第</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)</p> <p>第 2 章 公園の管理(第 3 条 第 1 5 条の 6)</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、都市公園法 (昭和 3 1 年法律第 7 9 号。以下「法」という。) 及び法に基づく命令に定めるもののほか、<u>都市公園 (以下「公園」という。) の管理につき必要な事項等を定めることを目的とする。</u></p> <p>(区域の変更及び公園の廃止)</p> <p><u>第 2 条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止しようとするときは、当該公園の名称、位置及び変更又は廃止に係る区域を公告しなければならない。</u></p>

290号。以下「政令」という。）第2条第1項第1号に規定する公園 同号に規定する者が容易に利用することができること。

イ 政令第2条第1項第2号に規定する公園 同号に規定する者が容易に利用することができること。

ウ 政令第2条第1項第3号に規定する公園 同号に規定する者が容易に利用することができること。

エ 政令第2条第1項第4号に規定する公園 容易に利用することができること。

(3) 公園の敷地面積は、次に掲げる公園の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積以上とすること。

ア 前号アに掲げる公園 0.25ヘクタール

イ 前号イに掲げる公園 2ヘクタール

ウ 前号ウに掲げる公園 4ヘクタール

エ 前号エに掲げる公園 その利用目的に応じた公園としての機能を十分に発揮することができる」と市長が認める面積

(4) 前2号に規定するもののほか、第2号アからエまでに掲げる公園の配置及び規模については、それぞれの公園の特質に応じて、本市の区域内における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等の災害の防止に資するように考慮すること。

(5) 第2号アからエまでに掲げる公園以外の公園については、その設置目的に応じた公園としての機能を十分に発揮することができる」と市長が認める配置及び面積とすること。

2 市長は、土地の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、前項に規定する基準を緩和することができる。

(公園施設の設置の基準)

第1条の3 法第4条第1項の条例で定める割

合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次のとおりとする。

(1) 政令第6条第1項第1号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。

(2) 政令第6条第1項第2号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の20以下とする。

(3) 政令第6条第1項第3号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。

(4) 政令第6条第1項第4号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の2以下とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の条例で定める基準(以下「移動等円滑化基準」という。)は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。以下「省令基準」という。)のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号)第13条第1項に規定する特定施設整備基準が省令基準より厳しい基準を定めている場合は、移動等円滑化基準は、その厳しい基準に係る事項に限り、当該特定施設整備基準のとおりとする。

<p><u>(公園の区域の変更等に係る公告)</u></p> <p><u>第2条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止しようとするときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他市長が必要と認める事項を公告しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第29条 この条例に定めるもののほか、公園の設置及び管理について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第29条 この条例に定めるもののほか、公園の管理について必要な事項は、規則で定める。</p>
---	---

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 1 5 0 号	所 管	下水道部計画担当 北部浄化センター
件 名	尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)が制定され、その中で、下水道法の一部が改正され、平成24年4月1日から施行された。</p> <p>この改正により、公共下水道の構造の技術上の基準等について、政省令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされたため、本市の条例を一部改正しようとするもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 公共下水道の構造の基準(第6条の2関係) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」)で定める基準のとおりとする。</p> <p>(2) 終末処理場の維持管理(第14条の3関係) 令で定めるところにより行うものとする。</p> <p>(3) 都市下水路(目次、第2条、第4章、第16条、第17条第2項、第24条第1項関係) 都市下水路に関する規定を削除する。</p> <p>3 施行期日 平成25年4月1日</p>					

尼崎市下水道条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第 3 章 公共下水道（<u>第 6 条の 2</u> 第 1 5 条）</p> <p>第 4 章 <u>削除</u></p> <p>（この条例の趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）<u>の施行等について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（<u>定義</u>）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p><u>(公共下水道の構造の基準)</u></p> <p><u>第 6 条の 2 法第 7 条第 2 項の条例で定める技術上の基準（下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号。以下「令」という。）第 5 条の 6 各号に掲げる公共下水道に係るものを除く。）は、令第 5 条の 8 から第 5 条の 1 0 までに規定する基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。</u></p> <p>第 8 条の 2 使用者は、次の各号に掲げる物質又は項目について当該各号に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道（終末処理場（法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。）を設置しているもの又は終末処理場を設置している法第 2 条第 4 号に規定する</p>	<p>目次</p> <p>第 3 章 公共下水道（<u>第 7 条</u> 第 1 5 条）</p> <p>第 4 章 <u>都市下水路（第 1 6 条）</u></p> <p>（この条例の趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>本市の下水道の管理及び使用について、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（<u>用語の定義</u>）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 都市下水路 法第 2 条第 5 号に規定する都市下水路をいう。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>第 8 条の 2 使用者は、次の各号に掲げる物質又は項目について当該各号に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道（終末処理場（法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。）を設置しているもの又は終末処理場を設置している法第 2 条第 4 号に規定する</p>

流域下水道に接続するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設け、これを処理しなければならない。

(1) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値(同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値)

(2)~(6) 略

2 略

(終末処理場の維持管理)

第14条の3 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、令第13条各号に定めるところにより行うものとする。

第4章 削除

第16条 削除

(下水道敷等の占用の許可)

第17条 略

2 法第24条第1項の規定により許可を受けて物件を設けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。

(1)~(5) 略

(6) 第15条第1項の許可を受けないで同項に規定する行為をした者

流域下水道に接続するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設け、これを処理しなければならない。

(1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第9条の4第1項各号に掲げる物質それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。

(2)~(6) 略

2 略

第4章 都市下水路

(行為の制限)

第16条 法第29条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 令第19条に定める行為をしようとする者は、あらかじめその旨市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(下水道敷等の占用の許可)

第17条 略

2 法第24条第1項及び法第29条第1項の規定により許可を受けて物件を設けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。

(1)~(5) 略

(6) 第15条第1項又は第16条第1項の許可を受けないでこれらの行為をした者

(7)·(8) 略 2 略	(7)·(8) 略 2 略
------------------	------------------

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	条例	番 号	議案第 1 5 1 号	所 管	交通局管理課 下水道部経営企画課
件 名	尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)の施行に伴い、地方公営企業法施行規則から、当該条例第5条に規定の資本剰余金の処分に係る引用条項が削除されたため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 資本剰余金の処分(第5条)</p> <p>地方公営企業法施行規則の条項を引用したものから、削除された引用条項の内容を表した文言によるものに改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例

尼崎市下水道事業の設置等に関する条例

改正後	現 行
<p>(資本剰余金の処分)</p> <p>第5条 法第32条第3項の規定による資本剰余金の処分は、資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した資産(資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。))をもって取得した資産で当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものに限る。)が滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したことにより生じた損失を埋める場合に行うことができる。</p>	<p>(資本剰余金の処分)</p> <p>第5条 法第32条第3項の規定による資本剰余金の処分は、資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した資産(地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第8条第4項(同規則第9条第3項において準用する場合を含む。))の規定により各事業年度の減価償却額を算出することができる固定資産のうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものに限る。)が滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したことにより生じた損失を<u>うめる</u>場合に行うことができる。</p>

<平成24年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第152号	所 管	高等学校教育振興担当
件 名	工事請負契約について(城内高校校舎改修等工事)				
内 容					
1	契約の相手方 大阪市浪速区難波中3丁目5番19号 南海辰村・鍵田共同企業体 代表者 南海辰村建設株式会社 代表取締役 猪崎 光一				
2	契約金額 974,400,000円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成24年10月22日				
5	工事内容 北棟改修工事(耐震補強工事含む) 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 2,505平方メートル、主な工法 KTブレース工法 南棟改修工事(耐震補強工事含む) 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 4,384平方メートル、主な工法 KTブレース工法 体育館耐震補強工事(改修工事含む) 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り)2階建て 1棟 延べ面積 1,079平方メートル、主な工法 梁の鉄板補強 校舎増築工事 軽量鉄骨造り 平屋建て 2棟 食堂・武道場棟 建築面積 884.90平方メートル 延べ面積 844.66平方メートル 普通・特別教室棟 建築面積 1,041.41平方メートル 延べ面積 987.09平方メートル 既存武道場解体工事 既存付属建物等解体及び改築工事(守衛室、自転車置き場等) 屋外付帯工事(外構等)				
6	工期 契約締結の日から平成26年3月20日まで				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成24年10月22日
件 名	城内高校校舎改修等工事		
落札者名	南海辰村・鍵田共同企業体	落札金額	928,000,000円
予定価格	1,088,150,000円	最低制限価格	924,927,000円
入札者名	第1回目入札金額(円)		
南海辰村・鍵田共同企業体	928,000,000		
青木あすなろ・菊田共同企業体	820,000,000		最低制限価格抵触
北野・ユハラ特定建設工事共同企業体	853,000,000		最低制限価格抵触
柄谷・カラタニエンジニアリング共同企業体	867,800,000		最低制限価格抵触
ナカノフドー・オカモト共同企業体	879,000,000		最低制限価格抵触
飛島・香山共同企業体	896,000,000		最低制限価格抵触
NIPPO・吉川組共同企業体	898,820,000		最低制限価格抵触
宮崎・苅田特別共同企業体			工事費積算内訳書不備

(金額は消費税を含まない。)

<平成24年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第153号	所 管	高等学校教育振興担当
件 名	工事請負契約について(城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市西本町2丁目5番地 株式会社竹内工業所 代表取締役 竹内 英正				
2	契約金額 256,200,000円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成24年10月25日				
5	工事内容 機械設備工事 空調設備工事 一式 換気設備工事 一式 衛生設備工事 一式 仮設工事 一式				
6	工期 契約締結の日から平成26年3月20日まで				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日
件 名	城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事		
落 札 者 名	(株)竹内工業所	落 札 金 額	244,000,000円
予 定 価 格	272,580,000円	最低制限価格	231,693,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額（円）		
(株)竹内工業所	244,000,000		
(株)田中水道工業所	258,000,000		
(株)中の島商会	267,500,000		
(株)大城工業所	340,000,000		予定価格超過
下坂設備工業(株)	辞退		

（ 金額は消費税を含まない。 ）

<平成24年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第154号	所 管	施設課、学校耐震化担当
件 名	工事請負契約について(武庫南小学校北東棟等耐震補強工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市杭瀬北新町1丁目5番11号 宮崎建設株式会社 代表取締役 宮崎 俊二				
2	契約金額 166,425,000円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成24年10月22日				
5	工事内容 北東棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 1,261平方メートル 主な工法 KTブレース工法 渡り廊下棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 553平方メートル 主な工法 KTブレース工法 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 898平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 耐震補強工事に伴う電気設備工事 " 機械設備工事				
6	工期 契約締結の日から300日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成24年10月22日
件 名	武庫南小学校北東棟等耐震補強工事		
落 札 者 名	宮崎建設(株)	落 札 金 額	158,500,000円
予 定 価 格	175,260,000円	最低制限価格	148,971,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
宮崎建設(株)	158,500,000		
(株)トータルサプライ	163,000,000		
(株)吉川組	164,700,000		
(株)松善工務店	177,700,000		予定価格超過
大松建設(株)	179,750,000		予定価格超過
(株)三田工務店	206,200,000		予定価格超過
(株)オカモト・コンストラクション・システム	144,500,000		最低制限価格抵触
海月建設(株)	辞退		
(株)ユハラ	無効		小田北中学校北棟等耐震補強工事落札の為入札無効
(株)鍵田組	無効		城内高校校舎改修等工事落札の為入札無効

(金額は消費税を含まない。)

<平成24年12月定例会>

種別	その他	番号	議案第155号	所管	施設課、学校耐震化担当
件名	工事請負契約について(小田北中学校北棟等耐震補強工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市神崎町1番40号 株式会社コハラ 代表取締役 小村 公成				
2	契約金額 308,700,000円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成24年10月22日				
5	工事内容 北棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 3,024平方メートル 主な工法 ピタコラム工法 南棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,457平方メートル 主な工法 ピタコラム工法 中棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 910平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 3階建て 1棟 延べ面積 1,360平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 体育館外壁改修工事 耐震補強工事に伴う電気設備工事 " 機械設備工事				
6	工期 契約締結の日から400日間				

開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日
件 名	小田北中学校北棟等耐震補強工事		
落 札 者 名	(株)ユハラ	落 札 金 額	294,000,000円
予 定 価 格	339,610,000円	最低制限価格	288,668,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)ユハラ	294,000,000		
(株)オカモト・コンストラクション・システム	308,800,000		
宮崎建設(株)	279,500,000		最低制限価格抵触
(株)柄谷工務店	284,800,000		最低制限価格抵触
海月建設(株)	辞退		
大松建設(株)	辞退		

(金額は消費税を含まない。)

< 平成 2 4 年 1 2 月定例会 >

種 別	その他	番 号	議案第 1 5 6 号	所 管	市民協働局企画管理課
件 名	指定管理者の指定について (尼崎市立富松住宅)				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立富松住宅 尼崎市富松町 3 丁目				
2	指定管理者 尼崎市西長洲町 2 丁目 3 番 1 1 号 富松ナビ・みらい 代表者 株式会社大道プロミネンス 代表取締役 勇 正一郎				
3	指定期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで (3 年間)				
4	選定方法 平成 2 4 年 8 月 2 8 日から 9 月 2 7 日まで公募を行い、5 人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。				
5	応募団体 2 団体				
6	選定理由 選定に当っては、「富松住宅の効用を最大限に発揮させるものであるか」、「富松住宅の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、「富松住宅の管理を安定して行う能力を有しているものであるか」、「住替え支援に関する能力を有しているものであるか」、「事業終息についての考え方を有しているか」の 5 つの視点を設けた。 富松ナビ・みらいは、グループ内の 4 社で連携し 2 4 時間体制の緊急連絡先を明確にするとともに、毎週土曜日は現地に管理人を常駐させることや、富松新聞の発行など住民にとって安心感のある具体的な提案が盛り込まれており、総合的に富松住宅の指定管理者の候補者として最適であると判断した。				

応募者一覧

	法人等の名称		代表者名	所在地
1	岸本建設グループ			
	代表団体	株式会社岸本管理	代表取締役 岸本 吉二	尼崎市南武庫之荘3丁目2 4番20号
	構成団体	株式会社岸本建設	代表取締役 岸本 吉史	尼崎市南武庫之荘3丁目2 4番20号
2	富松ナビ・みらい			
	代表団体	株式会社大道プロミネ ンス	代表取締役 勇 正一郎	尼崎市西長洲町2丁目3番 11号
	構成団体	株式会社地域環境計画 研究所	代表取締役 若狭 健作	尼崎市南武庫之荘3丁目2 0番12号
	構成団体	株式会社アローライフ コミュニティ	代表取締役 中務 稔也	大阪市浪速区桜川4丁目1 番32号
	構成団体	合資会社マツシティ	代表社員 末村 巧	大阪市中央区北浜東1番1 5号

<平成24年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第157号	所 管	住宅管理担当
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）				
内 容					
1 提起理由 市営住宅等の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。					
2 当事者					
(1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美					
(2) 被告氏名及び滞納金額等（8名）					
	氏 名	滞納 月数	滞納金額		
1	■■■■■	16	210,190円		
2	■■■■■	48	585,349円		
3	■■■■■	21	260,419円		
4	■■■■■	14	366,378円		
5	■■■■■ ※	15	753,800円		
6	■■■■■ ※	20	890,700円		
7	■■■■■ ※	23	365,500円		
8	■■■■■ ※	23	789,300円		
計			4,221,636円		
※ 平成24年10月31日現在の数値					